

貨物自動車免許等取得助成事業 留意事項

1. 助成額について

(1) 費用負担

指定自動車教習所等から事業者あての領収証（会社負担分）の写しの提出を求めて、事業者が費用を負担していることを確認する。

なお、当該運転者が自ら助成対象費用を支払った場合は、「指定教習所から免許取得者あての領収証」及び「当該運転者から事業者あての領収証」の写しの提出を求めて、事業者が最終的に費用を負担していることを確認する。

(2) 助成上限額

本助成制度は、地卜協、国、地方自治体又はその他団体等が実施する助成制度との併用が可能です。ただし、事業者が、同一の助成対象費用について複数の助成制度等を併用する場合でも、交付を受ける助成金等の合計額が事業者の負担額を上回るときは、本助成事業による助成金交付額を減額する。このことは、「貨物自動車免許等取得助成事業 実績報告書」のチェック欄において確認をする。

2. 添付書類について

○運転免許証等(写)

「マイナ免許証」のみを保有している場合、券面からは運転免許の免許情報が確認できません。このため、当該運転者がマイナ免許証のみを保有している場合は、マイナポータルにログインするか、「マイナ免許証読み取りアプリ」を利用して、免許情報を表示した画面を印刷したものの提出を求め、これにより確認することとする。